

令和 8 年度和歌山県 IT 人材育成事業に係るプロポーザル実施要領

1 事業内容

- (1) 委託業務名
令和 8 年度和歌山県 IT 人材育成事業
- (2) 目的
県内誘致 IT 企業における人材の採用が進んでいないことから、企業が求める専門的なデジタルスキルを持つ人材の育成を図る
- (3) 業務内容
別紙「仕様書」のとおり
- (4) 予算上限額
金 2,600,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (5) 業務期間
契約締結から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

2 参加資格

応募できる事業者は、次に掲げる要件を満たしている者とし、法人もしくは複数の法人により構成される集団（以下「コンソーシアム」という。）で実施することができるものとする。コンソーシアムを構成する法人（以下「構成法人」という。）については、以下に掲げる要件を満たしているものとし、そのうちから代表者を定めるものとし、代表者が応募及び事業に必要な諸手続を行うこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続きの申立がなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者でないこと。
- (6) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (7) 国税及び県税の滞納がない者であること。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者で

ないこと。

3 スケジュール

- | | |
|--------------|----------------------|
| (1) 公募開始 | 令和8年7月6日(月)から |
| (2) 質問受付 | 令和8年7月13日(月)17時00分まで |
| (3) 質問への回答 | 令和8年7月17日(金)17時00分まで |
| (4) 参加表明書の提出 | 令和8年7月21日(火)17時00分まで |
| (5) 企画提案書の提出 | 令和8年7月27日(月)17時00分まで |
| (6) 審査会 | 令和8年8月7日(金) |
| (7) 決定通知 | プロポーザル審査会後1週間程度(予定) |

4 質問票及び回答

企画提案に関する質問がある場合は、質問票(様式1)を提出すること。

- | | |
|----------|--|
| (1) 提出期限 | 令和8年7月13日(月)17時00分まで |
| (2) 提出方法 | 郵送、持参若しくは電子メール
*電子メールの場合は必ず電話で到着確認を行うこと |
| (3) 提出先 | 下記11問い合わせ先に記載 |
| (4) 質問回答 | 令和8年7月17日(金)17時00分までに、和歌山県企業立地課のウェブサイトにおいて回答を公表する。 |

【URL】

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/062200/ritchica/index.html>

5 プロポーザル参加表明書の提出

プロポーザルに参加する意思のある事業者については、プロポーザル参加表明書(様式2)を提出すること。

- | | |
|----------|--|
| (1) 提出期限 | 令和8年7月21日(火)17時00分まで |
| (2) 提出方法 | 郵送、持参若しくは電子メール
*電子メールの場合は必ず電話で到着確認を行うこと |
| (3) 提出先 | 下記11問い合わせ先に記載 |

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

次に掲げる書類(すべて日本工業規格A4サイズ)を必要部数提出すること。

ア 企画提案申請書(様式3) 【1部】

イ 企画提案書(任意様式) 【5部】

(ア) 別添仕様書4(1)及び(2)に係る内容を提案すること。

(イ) オールカラーで作成すること

ウ 見積書（任意様式）【1部】

(ア) 経費の内訳を記載すること。

(イ) 宛先「和歌山県知事 宮崎 泉」とすること。

(ウ) 消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載すること。

※見積額が1事業内容(4)の予算上限額を超えた場合は失格とする。

エ 参加対象資格に係る提出書類【1部】

(ア) 法人の場合

a 提案者の概要（会社案内等）

b 誓約書（様式4）

c 役員等に関する調書（様式5）

d 財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類（直近1年分）

e 定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

f 印鑑登録証明書

g 法人税、所得税、消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明（提出日において発行後3か月以内のもの）

h 都道府県税について未納がない旨の証明書（提出日において発行後3か月以内のもの）

(イ) コンソーシアムの場合

以下のcからhについては、コンソーシアムの代表者のものを提出するものとする。

a 提案者の概要（会社案内等）

b 誓約書（様式4）

c 役員等に関する調書（様式5）

d 財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類（直近1年分）、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し（直近1年分）

e 定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

f 印鑑登録証明

g 法人税、所得税、消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明（提出日において発行後3ヶ月以内のもの）

h 都道府県税について未納がない旨の証明書（提出日において発行後3か月以内のもの）

i コンソーシアムの構成について、構成員全員が締結した協定書の写し

(2) 提出書類の留意事項

ア 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

イ 県が必要と認める場合は追加資料を求めることがある。

ウ 和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格（業務種目大分類が「企画・広告・手配」）を有する者については、「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写しを提出することにより、上記エ（ア）、（イ）のcからhの提出書類を当該書類に代えることができる。

(3) 提出期限 令和8年7月27日（月）17時00分まで

(4) 提出方法 郵送もしくは持参

*6 企画提案書等の提出の（1）イ企画提案書及び（1）ウ見積書についてはデータでも提出

(5) 提出先 下記11 問い合わせ先に記載

7 審査及び選定方法

(1) 審査方法

プロポーザル審査会を通じて、提案内容及び業務執行能力等について審査し、最もふさわしい者を委託予定事業者（以下、「契約候補者」という）として選定する。

ア 企画案の審査は、別途設置する審査会において行う。

イ 1 事業者当たりの企画提案時間は全体で30分とし、内訳は次のとおりとする。

（ア）プレゼンテーション：20分

（イ）質疑応答：10分

ウ 審査会開催日 令和8年8月7日（金）

エ 注意事項

（ア）企画提案の順番は、原則として企画提案書の受付順とする。

（イ）企画提案の参加人数は、1 事業者当たり3名までとする。

（ウ）企画提案は、予め提出した企画提案書類に基づいて実施することとし、企画提案時は、事務局が用意したモニター等の機材を使用することができる。

（エ）提案者は、他の提案者の企画提案を傍聴することはできない。

（オ）審査会是对面で行い、指定の時間に遅れた場合には、審査対象としない。

(2) 選定方法

審査員毎に、別表「評価基準」（審査会において項目を追加する場合あり）に基づき数値（得点）で評価し、採点の高い提案から順に順位点をつけ、提案毎に集計を行い、順位点の合計点が最も高い者を本業務の契約候補者とする。同点が複数ある場合には、審査員の採点の合計が最も高かった者を契約候補者とする。なお、応募した事業者が1者のみの場合、審査結果において基準点（満点の6割以上）を満たすときは、当該応募した事業者を契約候補者とする。

(3) 結果の通知

審査結果については、書面により速やかに参加者全員に通知する。

(4) その他

時間や場所等の詳細は、プロポーザル参加表明書提出事業者に対し別途通知する。

8 失格の条件

以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- (1) 2 参加資格に掲げる参加資格を満たさない場合
- (2) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 企画提案書作成のための仕様書等に示された条件に適合しない場合
- (4) 提案者に次の行為があった場合
 - ア 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
 - イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
 - ウ 事業者等選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
 - エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
 - オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

9 契約の締結

契約候補者と和歌山県は、提案された企画内容をもとに、協議の上、仕様書の内容を確定し契約を締結する。なお、プロポーザル方式での選定・契約であるため、提出された企画案をそのまま採用することではなく、県と契約候補者が協議を繰り返しながら事業内容を決定し、最終的な仕様書を作成の上契約に至るため、提出された企画案の通りとならない可能性があることに留意すること。また、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、選定結果において、次点の候補者と協議する。

10 その他特記事項

- (1) 一度提出した書類・提案書は返却しない。
- (2) プロポーザル参加に要する一切の経費は、参加事業者の負担とする。
- (3) プロポーザル参加表明書及び企画提案書の提出後、参加を辞退する場合は、令和 8 年 7 月 31 日(金) 17 時 00 分までに県に報告すること。
- (4) 提出物に虚偽があった場合、企画書の審査対象から外れるものとする。
- (5) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため、当方と協議の上、委託費の範囲内で変更する場合がある。
- (6) 提出書類の内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則としてプロポーザル参加者が負う。
- (7) 成果物の著作物の全部（著作権法第 27 条及び第 28 条規定の権利含む。）は和歌山県が譲り受けるので、必要に応じ、その経費も計上すること。
- (8) 業務上発生する未確認事項については、別途県と協議すること。

11 問い合わせ先

(1) 担当課 和歌山県商工労働部企業政策局企業立地課新産業立地班（本館 2 階）

(2) 担 当 鈴木

(3) 住 所 〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通 1-1

(4) 電 話 073-441-2748

(5) E-mail e0622001@pref.wakayama.lg.jp